

令和3年度 第1回地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会
会議次第

日時：令和3年7月15日(木)

午後7時30分から

場所：徳島グランヴィリオホテル

2階 蓬莱

1. 開会

2. 徳島県保健福祉部長 あいさつ

3. 議題

(1) 委員長の選出について

(2) 令和2年度における業務の実績に関する評価(自己評価)について

(3) 第2期中期目標期間における業務の実績に関する評価(自己評価)について

4. 質疑応答

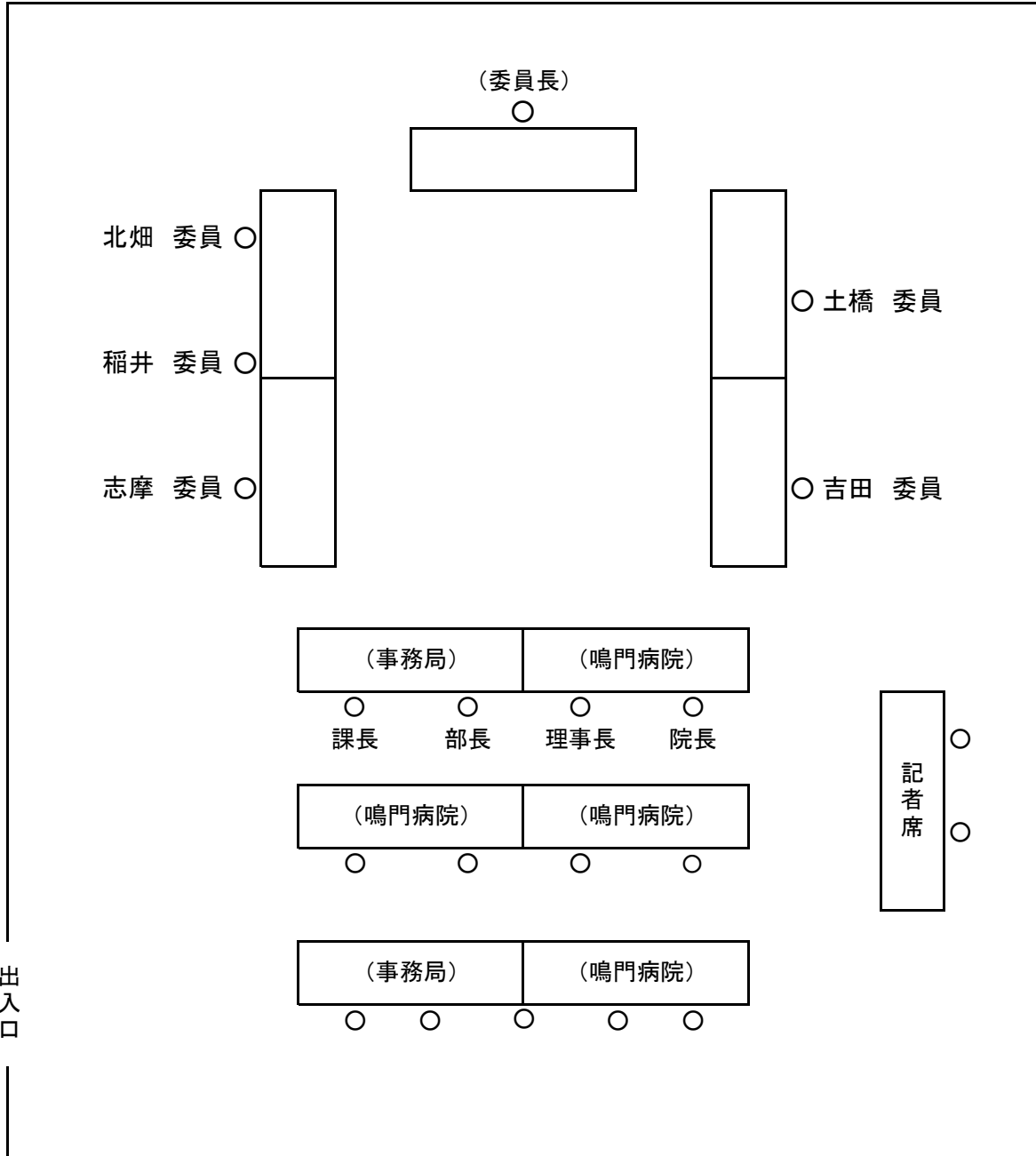
5. 閉会

配付資料一覧

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 当委員会 委員名簿
- ・ 資料 2 当委員会 設置条例
- ・ 資料 3 当委員会 運営要綱
- ・ 資料 4 令和 3 年度業務実績評価に係るスケジュールについて
- ・ 資料 5 - 1 業務実績評価の概要について
- ・ 資料 5 - 2 検証結果記入用紙（事業年度評価）
- ・ 資料 5 - 3 検証結果記入用紙（中期目標期間評価）
- ・ 資料 6 令和 2 年度 業務実績報告書
- ・ 資料 7 第 2 期中期目標期間 業務実績報告書
- ・ 参考資料 1 第 2 期中期目標
- ・ 参考資料 2 第 2 期中期計画
- ・ 参考資料 3 令和 2 年度 年度計画

令和3年度 第1回地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会 配席図

令和3年7月15日(木)
午後7時30分から
徳島グランヴィリオホテル
2階 蓬莱



地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	職 名	備 考
いな い よし え 稲 井 芳 枝	徳島県看護協会会長	
きた はた ひろし 北 畑 洋	徳島県病院事業管理者	
し ま やす おみ 志 摩 恭 臣	弁護士	
た なか さと か 田 中 里 佳	公認会計士・税理士	
つち はし ひで み 土 橋 秀 美	徳島県社会保険労務士会会長	
よし だ しげ ひと 吉 田 成 仁	徳島県医師会理事・鳴門市医師会会長	

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例

(平成24年7月9日徳島県条例第47号)

(改正 平成30年3月20日徳島県条例第20号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第四項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務をつかさどるほか、知事が次に掲げる事項を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができる。

- 1 法第二十六条第一項の認可
- 2 法第二十八条第一項の評価（同条第四項の評価を除く。）
- 3 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（平成24年徳島県条例第47号）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第3条 委員長は、傍聴の取扱いについて、必要な事項を定めることができる。

(意見の聴取等)

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議事録等)

第5条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、徳島県情報公開条例第8条各号に該当する事項が含まれる場合や、公開することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

徳島県鳴門病院の令和3年度業務実績評価に係るスケジュールについて

時 期	内 容
6月下旬	鳴門病院が知事へ業務実績報告書（※）を提出
<u>7月15日</u>	第1回評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴門病院より業務実績及び自己評価の説明，評価委員からの質疑 ・ <u>評価委員の検証内容の提出依頼（※切：7/30）</u>
8月上中旬	評価委員の検証内容を踏まえ，県の業務実績評価（案）を作成
<u>8月23日</u>	第2回評価委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の業務実績評価（案）の説明 ・ 評価委員からの質疑を経て，県の評価結果を確定
8月下旬	評価結果を知事から鳴門病院へ通知
9月上旬	知事より県議会へ評価結果を報告

（※）今年度においては、「令和2年度の業務実績報告」と「第2期中期目標期間における業務実績報告」の2種類がある。

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

【参考】地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（抜粋）

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務をつかさどるほか、知事が次に掲げる事項を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができる。

- 1 法第二十六条第一項の認可
- 2 法第二十八条第一項の評価（同条第四項の評価を除く。）
- 3 その他知事が必要と認める事項

徳島県鳴門病院の業務実績評価の概要について

1 評価の基本方針

知事が行う業務実績に関する評価は、評価委員会での検証結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について多面的な観点から調査・分析を行い、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人業務の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。

また、評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たすものとする。

2 評価の種別

地方独立行政法人法の規定に基づき、知事は次の3つの種別において、業務実績に関する評価を実施する。

(1) 各事業年度における業務実績評価（事業年度評価）

中期目標の達成に向けた各年度の業務の進捗状況の確認、検証を実施し、当該事業年度における業務実績について評価を実施することで、次年度以降の業務運営に係る改善点等を明らかにする。

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績評価（中期目標期間見込評価）

中期目標の最終年度直前までの業務実績の確認、検証を実施し、中期目標の終了時に見込まれる業務実績について評価を実施することで、中期目標の達成に向けた改善点等を明らかにする。

(3) 中期目標の期間における業務実績評価（中期目標期間評価）

中期目標の終了時における業務実績の確認、検証を実施し、中期目標の達成状況を踏まえ、期間全体の業務実績について評価を実施することで、次期中期目標の達成に向けた改善点等を明らかにする。

3 評価の方法

各評価については、次の方法により行うものとする。

(1) 法人が作成する業務実績報告書により、項目別にその達成状況等について検証するとともに、全体評価を行う。

(2) 法人が作成する業務実績報告書は、法人において項目別に自己評価を行うこととし、評価委員会は病院の自己評価に基づき検証を行う。

(3) 知事は評価委員会の検証結果を踏まえ、最終的な項目別の評価及び全体評価を確定させる。

4 評価委員会の検証

(1) 法人からの説明等

評価委員会は、業務実績報告書をもとに、業務の実績等について法人から聞き取りにより説明を受け、必要に応じて、実績の内容や自己評価の理由等について、質疑を行う。

(2) 検証について

① 項目別検証

業務実績報告書や法人の自己評価、法人からの説明等を踏まえ、中期目標の達成に向けた業務の進捗状況等について、総合的に勘案の上、次の5段階で検証するとともに、その判断理由を記載する。

【事業年度評価】

段階	判断の目安
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる。
B	中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる。
C	中期目標の達成のためにはやや遅れている。
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

【中期目標期間見込評価】

段階	判断の目安
S	中期目標を大幅に上回って達成すると見込まれる。
A	中期目標を達成すると見込まれる。
B	中期目標を概ね達成すると見込まれる。
C	中期目標が十分には達成できないと見込まれる。
D	中期目標が大幅に達成できない見込であり、改善が必要。

【中期目標期間評価】

段階	判断の目安
S	中期目標を大幅に上回って達成した。
A	中期目標を達成した。
B	中期目標を概ね達成した。
C	中期目標が十分に達成されたとはいえない。
D	中期目標が大幅に達成されておらず、改善が必要。

② 全体についての検証

上記①の項目別検証の結果等を踏まえ、中期目標及び当該目標を達成するための中期計画の進捗状況について、全体の評定を行う。

評定にあたっては、法人業務の実績の全体について多面的な観点から行うとともに、業務運営等に関して改善すべき事項があれば明記する。

■ 検証結果記入用紙（事業年度評価）

資料 5 - 2

委員御氏名： _____

◎令和2年度における業務実績報告書（資料6）に関し、委員の検証結果（S～D）を御記載いただくとともに、その判断理由等についてコメントがございましたら併せて御記載ください。

【法人の自己評価】

S	年度計画を大幅に上回って実施している。(特に優れた実績)
A	年度計画を上回って実施している。
B	概ね年度計画どおり実施している。(達成度が概ね9割以上)
C	年度計画を十分に実施できていない。(達成度が概ね6割以上9割未満)
D	年度計画を大幅に下回っている。(達成度が6割未満)

【評価委員会の検証】

S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる。
B	中期目標の達成に向けて概ね順調に進んでいる。
C	中期目標の達成のためにはやや遅れている。
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

<項目別検証>

大項目 中項目 小項目	R2年度実績		委員コメント	資料6 項目別 のページ
	自己 評価	検証 結果		
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組	—	—		—
1 診療事業	—	—		—
(1) 良質かつ適切な医療の提供	A			5
(2) 患者の視点に立った医療の提供	B			8
(3) 救急医療の強化	A			9
(4) がん医療の充実	A			10
(5) 生活習慣病に対する医療の促進	B			12
(6) 産科医療や小児医療の充実	A			13
(7) 特徴を発揮した医療の推進	S			13

大項目 中項目 小項目	R2年度実績		委員コメント	資料6 項目別 のページ
	自己 評価	検証 結果		
2 地域医療・介護支援	—	—		—
(1) 医療・介護連携の充実	A			14
(2) 地域住民の健康維持への貢献	B			16
3 災害時における医療救護	—	—		—
(1) 医療救護活動の拠点機能	A			17
(2) 他地域における医療救護への協力	B			17
4 人材の確保・養成	—	—		—
(1) 質の高い医療の確保・養成	A			18
(2) 医療従事者の確保・養成	B			19
(3) 看護専門学校の充実強化	S			21
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	—	—		—
1 業務運営体制	—	—		—
(1) 効果的な業務運営の推進	B			22
(2) 事務職員の専門性の向上	B			23
(3) 人事評価システムの構築	A			23
(4) 資格職を支援する職員の充実	B			23

大項目 中項目 小項目	R2年度実績		委員コメント	資料6 項目別 のページ
	自己 評価	検証 結果		
2 業務運営方法	—	—		—
(1) 県立病院との連携	A			24
(2) 収入の確保	A			24
(3) 費用の抑制	B			26
第3 予算、収支計画及び資金計画	B			27
第4 短期借入金の限度額	B			31
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保しようとするときの計画	—	—		—
第6 剰余金の使途	—	—		—
第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	—	—		—
1 施設及び設備に関する事項	B			33
2 職員の就労環境の向上	—	—		—
(1) 良好な職場環境づくり	B			34
(2) 就労環境の整備	B			34
3 積立金の処分に関する計画	—	—		—

項目別検証を踏まえた全体についての検証	委員の 評価結果	委員コメント

■ 検証結果記入用紙（中期目標期間評価）

資料 5 - 3

委員名： _____

◎ 第2期中期目標期間における業務実績（資料7）に関し、委員の検証結果（S～D）を御記載いただくとともに、その判断理由等についてコメントがございましたら併せて御記載ください。

【法人の自己評価】

S	中期計画を大幅に上回って実施している。(特に優れた実績)
A	中期計画を上回って実施している。
B	概ね中期計画どおり実施している。(達成度が概ね9割以上)
C	中期計画を十分に実施できていない。(達成度が概ね6割以上9割未満)
D	中期計画を大幅に下回っている。(達成度が6割未満)

【評価委員会の検証】

S	中期目標を大幅に上回って達成した。
A	中期目標を達成した。
B	中期目標を概ね達成した。
C	中期目標が十分に達成されたとはいえない。
D	中期目標が大幅に達成されておらず、改善が必要。

<項目別一覧>

大項目 中項目 小項目	中期目標期間評価		委員コメント	資料7 項目別 のページ
	自己 評価	検証 結果		
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組	—	—		—
1 診療事業	—	—		—
(1) 良質かつ適切な医療の提供	A			6
(2) 患者の視点に立った医療の提供	B			8
(3) 救急医療の強化	A			10
(4) がん医療の充実	A			11
(5) 生活習慣病に対する医療の促進	B			12
(6) 産科医療や小児医療の充実	A			13
(7) 特徴を発揮した医療の推進	S			14

大項目 中項目 小項目	中期目標終了時		委員コメント	資料7 項目別 のページ
	自己 評価	検証 結果		
2 地域医療・介護支援	—	—		—
(1) 医療・介護連携の充実	A			15
(2) 地域住民の健康維持への貢献	A			17
3 災害時における医療救護	—	—		—
(1) 医療救護活動の拠点機能	A			18
(2) 他地域における医療救護への協力	B			19
4 人材の確保・養成	—	—		—
(1) 質の高い医療の確保・養成	A			20
(2) 医療従事者の確保・養成	B			21
(3) 看護専門学校の充実強化	S			22
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	—	—		—
1 業務運営体制	—	—		—
(1) 効果的な業務運営の推進	B			23
(2) 事務職員の専門性の向上	B			24
(3) 人事評価システムの構築	A			25

大項目 中項目 小項目	中期目標終了時		委員コメント	資料7 項目別 のページ
	自己 評価	検証 結果		
2 業務運営方法	—	—		—
(1) 県立病院との連携	A			26
(2) 収入の確保	A			27
(3) 費用の抑制	B			28
第3 予算、収支計画及び資金計画	B			29
第4 短期借入金の限度額	B			33
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保しようとするときの計画	—	—		—
第6 剰余金の使途	—	—		—
第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	—	—		—
1 施設及び設備に関する事項	B			34
2 職員の就労環境の向上	—	—		—
(1) 良好な職場環境づくり	B			35
(2) 就労環境の整備	B			36
3 積立金の処分に関する計画	—	—		—

項目別検証を踏まえた全体についての検証	委員の 評価結果	委員コメント